

神谷小学校区タウンミーティング意見・回答一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	担当部	担当課
R5-神谷小-1	栄東	・行政区の未加入、脱退世帯の増加問題と将来の指針について 新規加入世帯の減少(未加入者の増加)と脱退者の増加(高齢化による施設入所や子育て世代の脱退)により、役員・班長の選任が年々困難な状況になっています。それぞれに事情はあると思いますが、「行政区に加入するメリットが感じられない」「未加入でも生活する上での支障がない」などの声に苦慮しています。市側も市内転入者に対し、加入促進のパンフレット配布や行政区への個人情報提供をいただいておりますが、強制ではありませんので新規加入者の増加に、なかなか結びついていません。行政区加入による特典等を検討することはできませんでしょうか。市内の行政区は市街化区域、調整区域、混在する行政区、行政区の面積や1600戸から20数戸までの世帯数のバラつき、行政区設立から今までの歴史があって、道路1本挟むと徴収する区費や区民に対する諸々の活動・支援内容が異なります。神谷小学校の東側は栄東・さくら台・女化・飛び地の神谷行政区が隣接しており、住んでいる住民は選択できません。このままの線引きで良いのか、分割・合併等による行政区の見直しや、行政区の在り方について将来に向けた指針をお聞かせください。	「行政区離れ」の問題については、昨年のタウンミーティングにおいても意見が提出されました。この問題は、市内の多くの行政区、さらには日本全国の町内会、自治会等に共通する、解決の難しい問題であることは、多くの方が共通して認識していることと存じます。市としては、昨年と同様の回答にはなってしまいますが、より多くの方に行政区へ加入していただくため、「広報紙やホームページによる行政区加入促進のPR」「転入者から任意で提供された住所や氏名等の情報を区長にお伝えする」「自己用住宅・アパート・マンション等建設のために不動産業者や宅地建設開発業者から開発行為申請があった際の、業者への働きかけ」等の地道な努力を継続して行っていくしかないと考えております。また、ご提案の行政区加入の特典、行政区界の線引き、分割・合併等による見直しについても、少しでも問題が解決に向かうよう、各区長と知恵を出し合って行ければと思いますので、ご協力をお願いいたします。	市民部	市民活動課
R5-神谷小-2	栄東	・公園の設置について 栄東区にはゴミ集積所を兼ねた167㎡のトーホー公園1箇所のみです。 市のホームページに、「住宅地の公園は、市民生活に密着した根源的な施設、ゆとりある生活に不可欠な施設です」とあります。行政区の多くは市街化調整区域ですが、今後の長寿社会に対応した公園は必要と考えます。設置は要望書等の申請により実現するのでしょうか。また、市として神谷小学校区内の今後の公園設置計画がありましたら教えてください。	現在、市内には民間事業者による宅地開発に伴って造成された公園を含め、全部で146か所の公園が設置され管理しております。公園を取り巻く状況としましては、市内にある多くの公園が設置から30年以上経過しており、公園施設全般の老朽化が進んでおります。市では現在、子どもたちの安全を第一に考え、毎年実施している遊具点検の結果を基に、令和元年度より順次、老朽化した公園遊具の撤去や新規設置を実施しており、今ある公園(施設)を、どのように維持・管理していくのが喫緊の課題となっているため、現段階で新たな公園整備の予定はございませんのでご理解くださいますようお願いいたします。	建設部	都市計画課
R5-神谷小-3	神谷	牛久シャトーに関する取り組みについて 去年の回答では、令和4年度は有効な改善策を見極める1年であるとの回答をいただきましたが、その回答は出ましたでしょうか。 地域の憩いの場となるべく取り組みを進めているとのことでしたがいかがでしょうか。 どれくらいの方が来られているのか人数をカウントしておられますか。市内、市外、いろいろあると思いますがいかがでしょうか。 元パン屋さんのところの第三者に賃貸する件については、その後進展はありましたでしょうか。神谷区としても、そこをたまり場的に使用する方法はないかと思っています。 花壇の手入れをしているとお客さんは増えているなど感じますが、まだまだ地元の人が足を運ぶような場所になっていないと感じています。 去年の決算はわかりませんが、オエノンでも赤字だったのに、第三セクターにして、多額の家賃を払ってまで黒字は考えられません。恒常的、財政的な支援を考えるべきではないでしょうか。債務超過の中でビジネスモデルに無理があったのではないのでしょうか。そもそもの検討が必要ではないのでしょうか。	本市では、牛久シャトーが市民から愛され、地域における憩いの場となれるよう、同施設の管理運営を行う牛久シャトー株式会社に対し、他の民間事業者から頂いたアドバイスや参考事例等を基に進言・提案を行い、同社とともに様々な取組を進めております。これら取組の一端となりますが、昨年度においては市の関連団体と連携の上、令和4年7月の「牛久シャトー夏祭り」、8月の「日本遺産フェスタ」等といった、集客力向上に向けたイベントを開催してまいりました。こうしたイベントの開催は、様々な方に牛久シャトーを知って頂き、お越し頂くきっかけづくりにも繋がっており、本年5月に開催した「うしく鯉まつり」と「日本遺産フェスタ」の合同開催の際には、市内外より、牛久シャトーの再開以来最多となる延べ2万人の方々にご来場頂いたところで、この他にも、これらイベントをきっかけとして、現在では、牛久シャトー株式会社が独自に企画・運営を行い、「シャトーで休日を」といった市民主導によるマルシェも継続的に催されるなど、市民が気軽に集える空間の創出に向け、地域との連携事業にも広がりが見られております。また、ご質問にありました「旧パン工房」につきましては、牛久シャトー株式会社より、令和4年12月に福祉関連の民間事業者と賃貸借契約を締結し、現在、障害者の技能訓練等を行う「就労継続支援B型事業所」の開設がなされております。現時点での計画とはなりますが、学生など、目の前を多くの人が行き交う立地を活かし、将来的には軽食の販売も予定するなど、市民に開放された施設となるよう、取組が進められているところです。現在、政府の主導により、アフターコロナに向けた行動制限の緩和がなされ、一部、観光業の回復の兆しも見え始めております。新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、今後、牛久シャトー株式会社の収益がどの程度回復するのかという点については、未だ不透明な部分もありますが、牛久シャトーの復活に向け、同社との協議を十分に行いながら、引き続き必要な提案や支援を行ってまいりたいと考えております。	経営企画部	創生プロジェクト推進課

神谷小学校区タウンミーティング意見・回答一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	担当部	担当課
R5-神谷小-4	かわはら台	<p>・牛久シャトーの活性化に向けて</p> <p>①クラウドファンディングを活用し「みんなの牛久シャトーを復活させる」を掲げ募集。どの程度復活できましたか。復活できたと思われませんか。</p> <p>②「地域の人々が望む牛久シャトー」「地域に溶け込む牛久シャトー」「牛久シャトーをもっと身近に」これらが叶えられていると思いますか。</p> <p>③「牛久シャトーをもっと身近に」の中には、散歩がてら気軽にコーヒーブレイク・散歩がてらに軽食を楽しむ、これらが多くの市民が望む牛久シャトーと考えます。コロナの位置づけが5類に変更され、少しずつ動きが見込まれる中、これらをどのように考え受け止めになりますか。</p>	<p>①令和2年12月～令和3年3月まで実施したクラウドファンディングでは、支援総額22,036,360円、支援者数1,431人のご支援をいただきました。支援金は主に(1)「ワイナリー」の醸造再開、(2)「ブルワリー」の醸造再開、(3)園内の保全、(4)バーベキューガーデン、レストランのオープン、(5)さくらまつりの開催、(6)ワインまつりの開催、(7)これらにかかる手数料等に活用される旨が牛久シャトー株式会社より示され、みなさまからの支援金は、これらの取り組みに活用されております。</p> <p>特に牛久シャトーの歴史・文化を語る上で、最も重要であるワインについては、牛久シャトー内で収穫したブドウを、牛久シャトーワイナリーで醸造した、「純牛久シャトー産ワイン」を復活させることができました。まだ醸造量が少ないことから、(6)ワインまつりの開催には至っておりませんが、醸造量の増加に向け、事業の拡大を進めているところです。これらの取組は、牛久シャトー復活への大きな第一歩であったと認識しております。以降、「地域の皆様に愛される牛久シャトーとしての復活」を目指し、事業を展開しておりますが、一旦失われた賑わい、また、コロナ禍で落ち込んだ集客を回復させることや牛久シャトーの復活は、決して簡単なことではないと認識しております。今後もより一層、着実に歩みを進めるため、同社と協力し、牛久シャトーの再生に取り組んでいく所存です。</p> <p>②牛久シャトーは、国の重要文化財や日本遺産に登録され、また、国内外から観光客が訪れる観光地である一方、これまで市民の皆様から長きにわたり愛されてきた牛久市のシンボルでもあります。牛久シャトー株式会社では、設立以降、常に両方の側面を踏まえ、一民間企業として最も利益を得ることができる方法を選択し、事業を展開してまいりました。</p> <p>その取組にあたっては、年間を通して地域のみなさまや地域学生、地域事業者のみなさまにご協力をいただいております。現在も「地域の皆様に愛される牛久シャトーとしての復活」に向け、一步一步進んでいる途中の段階にあると認識しております。</p> <p>本市といたしましても、引き続き、まちづくりを進めるパートナーとして同社との連携を進めてまいります。皆様方におかれましても、引き続きのご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。</p> <p>③ご提案いただきました、「散歩がてら気軽にコーヒーブレイク・散歩がてら気軽に軽食を楽しむ」につきまして、現在、牛久シャトーショップでは、飲み物のカップ販売を実施しており、牛久シャトーで醸造したワインやビール、電気ブランを使用したハイボール、コーヒーや葡萄ジュースをサンクンガーデン内で楽しむことができるようになっております。軽食の販売は、イベント時のみとはなりますが、ショップで販売している商品は、購入して外で食べて頂くことが可能で、以前より散歩がてら気軽に集まる方々の姿が多く見受けられるようになりました。</p> <p>また、牛久シャトー株式会社では、より身近に楽しんでいただけるよう、牛久シャトーレストランにおいて、これまで、コース料理の提供であったものを、ワンプレートランチの提供やランチとディナーの間に「カフェタイム」という時間を設け軽食の提供を行い、さらに牛久シャトーバーベキューでは弁当やアイスといったテイクアウトメニューの販売を行うなど、様々な取組を実施してまいりました。しかしながら、これらは経営的な判断により現在は実施してはおりませんが、反省点や頂いたご意見をもとに、これからも工夫を凝らし運営を行っていくとの報告を受けております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の観光業や飲食業への影響は大きく、大変厳しい運営を強いられてきた会社にとって、経済活動の再開は非常に喜ばしいニュースでございます。今後とも観光客や地域のみなさま、市内飲食店の動向などを注視しながら、牛久シャトーの魅力向上に向け、取組を強化してまいります。</p>	経営企画部	創生プロジェクト推進課

神谷小学校区タウンミーティング意見・回答一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	担当部	担当課
R5-神谷小-4	かわはら台	<p>④牛久シャトー活性化のため、他の地元へ溶け込んだ模範となる施設の見学を試みていますか。また地元と協力し、地場産の特設会場設置等を考えていますか。</p>	<p>④牛久シャトー株式会社では、経営、飲食事業、醸造事業、施設の管理、文化財の活用、市民の憩いの場など様々な観点から、随時見学や情報交換、連携に向けた交渉を実施しております。また、各分野に特化した事業者や専門家からも積極的にアドバイスをいただいているところです。</p> <p>本市といたしましても同様に、国や茨城県、他自治体と連携を図りながら、他の民間事業者と意見交換をするなど、情報収集に努め、同社との連携を図っております。</p> <p>次に、地場産品の特設会場について、牛久シャトー株式会社からは、設置する予定はないとの回答を得ております。特設会場ではありませんが、牛久市といたしましては、鯉まつりやビザフェスタを牛久シャトーと一体となって開催し、市内団体に協力・出店いただくなど、牛久シャトーを中心とした地域の活性化に努めております。また、牛久シャトーショップでは現在も牛久市や近隣市町村の商品を販売しているほか、牛久シャトーレストランでは仕入れの状況にもよりますが、牛久市産や茨城県産の食材を使用しております。そして、酒類では、牛久シャトー産のブドウを使用した「牛久葡萄酒」、牛久市産の小麦「ゆめかおり」を使用したビール「うしくゆめかおりエール」を発売中で、牛久市産ブドウ果汁を使用した発泡酒「あわいろ紫滴(しずく)」など地元の食材を活用した商品開発に加え、神谷傳兵衛生誕の地である愛知県西尾市の特産品「抹茶」を使用した発泡酒も販売を開始しております。</p> <p>また、牛久シャトーでのワイン醸造については、令和3年より茨城農芸学院においてワイン用ブドウの栽培に取り組んでおり、3年目を迎える今年は、初めての収穫も予定しているところです。</p>	経営企画部	創生プロジェクト推進課
		<p>⑤居住する牛久市民の多くが「牛久シャトー」を常日頃から身近に活用されているとは思えません。大きな行事時にのみの活用ではなく、日常から活用されて初めて「みんなの牛久シャトー」「身近に親しまれる牛久シャトー」となり、ひいては牛久シャトーの活性化へつながると考えます。道路に面した建物(旧・洋菓子店)の利活用も含めてお答えください。</p>	<p>⑤牛久シャトーの活性化、中でも賑わいの創出に向けては、牛久シャトーにおける集客力の向上が第一であり、ご指摘の通り、地域のみなさまに日常的に利活用され、親しまれることが、牛久シャトーの活性化につながると考えております。</p> <p>牛久シャトー株式会社では、このきっかけづくりとして、これまでテーマや内容、対象の異なる様々なイベントを開催してまいりました。牛久市も全面的な協力を行っており、実際に、牛久シャトーの魅力を知った来場者が、次はイベントの主催者となって再度牛久シャトーを利用するといった広がりもみられております。同社では他にも、地域のみなさまに何度も利用して頂けるよう、牛久シャトーレストランのメニューを月替わりで変えており、地産地消のメニューを提供した際は、ご来店頂いた方々からは、大変好評とお声を頂いたところです。</p> <p>引き続き、牛久シャトーがこれまで以上に市民に愛され、利用されやすい施設となるよう、本市といたしましても、提案や進言を行ってまいります。</p> <p>次に、「旧パン工房」につきましては、福祉関連の民間事業者と契約し、障害者の技能訓練等を行う「就労継続支援B型事業所」が開設されております。将来的には軽食の販売を予定しており、多くの市民のみなさまにご利用いただけるよう、取組を進めているところです。</p>		
		<p>⑥市民の多くが考えているビジョンとはいささかかけ離れているように感じられますが、例えば市民にアンケートを実施し、牛久シャトーの経営に反映しようという考えはありますか。併せて経営陣の刷新等も考えになりますか。</p>	<p>⑥牛久シャトー株式会社では、牛久シャトーの活性化には、地域の皆様に愛される必要があると考え、経営に取り組んでおります。実現にあたっては、市民の皆様や地域の企業、学校、協力団体からいただく様々なご意見をふまえ、実際に、環境整備や建物の利活用、広報、イベントの開催など、ご協力を賜りながら進めているところです。</p> <p>しかしながら、同社は民間企業であり、賃料も含めた経費に対し、収益を上げ、黒字化していくことが基本原則となります。そのため、「現在の厳しい経営状況では、対応が難しいものもある。」との回答を得ております。</p> <p>本市といたしましても、市政へのご意見・ご提案や市長への手紙、市民満足度調査を含め市に寄せられたご意見やご提案については、随時同社と共有しておりますが、今後とも積極的に意見をお伺いする機会を設けるとともに、最善の方法を選択できるよう、同社との調整や連携を進めてまいります。</p>		

神谷小学校区タウンミーティング意見・回答一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	担当部	担当課
R5-神谷小-5	かわはら台	<p>・のびのび遊べる公園を。 牛久市には、小さな公園はありますが、例えば龍ヶ崎市にある「タツノコ山」公園のように、のびのびと思いきり駆け回り、ソリ滑り、子ども達が生み出す自由遊びのできる公園がありません。 少子高齢化、牛久市に住めば子育て環境がとっても良い「さあ、牛久市に行こう・住もう」となるような公園作り・環境作りを希望します。</p>	<p>現在、市内には民間事業者による宅地開発に伴って造成された公園を含め、全部で146か所の公園が設置され管理しております。 公園を取り巻く状況としましては、市内にある多くの公園が設置から30年以上経過しており、公園施設全般の老朽化が進んでおります。 市では現在、子どもたちの安全を第一に考え、毎年実施している遊具点検の結果を基に、令和元年度より順次、老朽化した公園遊具の撤去や新規設置を実施しており、今ある公園(施設)を、どのように維持・管理していくのが喫緊の課題となっているため、現段階で新たな公園整備の予定はございませんのでご理解くださいますようお願いいたします。 なお、今後、当市において公園の新たな整備や再整備を行う場合には、今回頂戴したご意見等も参考にしつつ、ニーズに合った公園にできるよう努めてまいります。 また、ご提案いただいた「廃校、閉園になった保育園等の公園としての利活用」については、利活用の選択肢の一つとして検討してまいります。</p>	建設部	都市計画課
R5-神谷小-6	さくら台	<p>現在、社協・日赤の会費や募金などの取りまとめおよび集金・納付についての協力依頼がありますが、当自治会では、班長の負担軽減のために回覧で募集すると個人の意思を他人に知られる懸念があります。自治会未加入者が増える中、班長の負担への考慮や個人情報への配慮を今後ご検討いただきたい。</p>	<p>当市並びに牛久市社会福祉協議会では、同協議会が行政区ごとに委嘱している「福祉委員」を通して、日本赤十字社の活動資金募集及び同協議会の会費募集のご協力をお願いしております。「福祉委員は原則として区長をもってあてる」としていることもあり、行政区の回覧を活用して募集をしている方法が多くみられます。いずれも寄付であることから、個人の自由意思によるものとなりますが、地域の実情に合った方法にて、ご協力をお願いいたします。なお、ご提出いただく芳名簿に関しましては、協力世帯数と金額がわかる形での報告となりますので、「匿名」記載での対応も可能となっております。また、日本赤十字社の活動資金については、行政区等からの募集のほかにも、毎年6月に全戸配布しておりますパンフレット内の払込用紙、インターネット等でも寄付が可能となっておりますので、寄付の方法について相談があった際はご紹介いただければと存じます。 日本赤十字社及び社会福祉協議会は、皆様からの寄付が活動資金となり、災害時活動、地域活動に還元していることから、福祉委員の皆様には、引き続き、寄付に対するご協力並びに取りまとめをお願いしたく、ご理解とご協力をいただければ幸いです。</p>	保健福祉部	社会福祉課